

社会福祉法人ラ・エール 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ラ・エール（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事および監事）、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定める。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- (1) 理事会および評議員会等に出席した場合の費用弁償
- (2) 監事が監査をした場合の費用弁償
- (3) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合

費用弁償額	5,000円
-------	--------

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。